

# 練馬区立小竹小学校 「学校いじめ防止基本方針」

## 1 本校の基本的な考え方

「いじめとは、重大な人権侵害であり決して許されない」ことをふまえ、全ての教職員が「いじめは、どの学校・どの学級でもおこりうるものであり、その防止につとめるとともに、いじめが発生した場合には、いかなる理由があっても被害者の側に寄り添い組織で対応する」ことを常に心がけ、日々の指導に当たるようにする。

## 2 対策方針の基本的な考え方

- (1) 管理職をはじめとする全教職員がいじめに対する「危機意識」「当事者意識」を常にもち、児童を守ることができるのは、学校であるという強い決意と高い指導力で日々の指導に当たるようにする。
- (2) いじめの未然防止・早期発見に向け、学（幼）種間の連携や相談体制、保護者や地域への啓発など、従来から行っている取り組み内容を見直し、いじめ重大事件を教訓として児童の特性をふまえた実効性のある取組とする。
- (3) いじめ問題の早期発見に向け、学校と教育委員会との連携を強化するとともに、学識経験者や専門家を含めた第三者の意見を取り入れる仕組みを整え、関係機関との連携を深める。

## 3 学校の取組

### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置

#### ①いじめ防止基本方針の策定

学校いじめ防止基本方針を策定し、全教職員でいじめへの認識の共通化を図る。

いじめ防止に関する年間指導計画を作成し、年間を通して指導していく。（人権教育計画を含む）学校評価による検証と基本方針の見直しを行う。

#### ②組織の設置

いじめ対策委員会を設置する。メンバーは校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、該当学年主任、該当担任、養護教諭、スクールカウンセラー、心のふれあい相談員、その他校長が必要と認める者（保護者、学校生活支援員など）とする。

上記関係者以外に、学校いじめ対策推進教員を決め、区や学校の組織と連携し学校の抱える課題に向けた取組を行う。

重大事態への対応を行うための組織は上記メンバー以外に、教育委員会との連携を強めると同時に、警察、関係機関等と相談しそれに当たる。

### (2) いじめの防止

#### ①学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

いじめのない明るく楽しい学校生活を送るために、道徳教育の推進および人間関係構築能力の

育成、情報モラル教育の充実、コミュニケーション能力の育成、体験活動の充実、自尊感情や自己肯定感の育成に励む学校、学級経営に努める。

## ②児童の主体的な活動の促進

- ・代表委員会による児童集会にて、いじめ防止の劇を行い、啓発を行う。
- ・いじめの問題を、児童自らが一人一人の問題として認識できるようにし、いじめられたり、いじめを傍観することのない環境づくりを心がけ、児童がいじめに対して、いつでも、だれにでも相談できる体制を整える。

## ③教職員の指導力の向上

- ・年間の研修計画を立て、いじめ問題に対する正しい理解、カウンセリング能力の向上、教職員の不適切な行為や体罰、情報モラルに関する指導力の向上が図れるような研修を行う。

## (3) いじめの早期発見・早期対応

### ①担任や学年、専科教諭による日常での行動観察をきめ細かに行う。

- ・「小竹小ミニマム10のルール」による毎月の振り返りと同時に、裏面に日常のいじめにつながりそうな生活振り返りのアンケートを行い、児童の声や思いや願いを聞き取るようにする。担任による早期発見と周りの児童からいじめを知らせることができる体制を作る。
- ・心のふれあい相談員、スクールカウンセラー、養護教諭などへの相談や来室時の様子の観察を進んで行う。また、担任と密に連絡を取り合い、情報の収集と対応にあたる。
- ・年3回のいじめアンケートを実施する。年3回のふれあい月間の取組を行う。
- ・朝の時間、休み時間、給食、そうじの時間を担任が児童と過ごし、児童の状況を把握する。
- ・看護当番による毎日の始業前や休み時間、放課後の校内見回り時の様子観察を行う。
- ・登下校時の学童擁護員からの情報提供を副校長や生活指導主任が窓口となり、いじめの早期発見とする。
- ・SNSの使用に関しては、「SNS小竹小ルール」を作成し、インターネット上のいじめ等のトラブルの未然防止に努める。

### ②教育相談の充実

- ・毎月の生活指導部内での児童の状況把握を行う。
- ・スクールカウンセラーが5年生全員と面談を行い、相談活動への児童の理解を深める。
- ・週2回の心のふれあい相談員の活動を活発に行う。副校長や養護教諭が教育活動の窓口となり、児童の様子をスクールカウンセラーや心のふれあい相談員に伝え、授業中の観察や必要に応じては相談室での面談を行う。
- ・本人、周りの児童からの情報把握を見逃さない。(常に危機意識をもって、行動観察を怠らない。)

### ③保護者・地域との連携強化および啓発の促進

- ・学校だよりやホームページにより、学校のいじめ防止基本方針に関する情報を発信する。
- ・いじめの実態や情報共有を行う。(個人情報に十分留意して)
- ・学校と保護者が一体となったいじめ対応の体制、セーフティ教室や長期休業前の生活の仕方を通じての情報モラルに関する啓発を行う。パソコンや携帯によるメールやインターネット上など、児童の周辺機器の適正な使用についても啓発を行う。(「SNS 小竹小ルール」の啓発を行う。)

#### (4) いじめへの対処

##### ①いじめられる側の児童への支援

- ・いじめが疑われた段階でいじめ対策委員会を設置し、早期の対応を検討し実施する。
- ・担任または学年主任からの本人や周りからの聞き取り(場合によっては、ふれあい相談員、スクールカウンセラー、養護教諭などにもよる)、いじめられている児童の保護者への組織的、継続的な指導とケアを行う。
- ・スクールカウンセラー(または心のふれあい相談員)による継続的な心のケアを行う。
- ・保護者にも家庭での変化や状況を聞くと同時に、学校での状況や取り組みへの理解と協力を得るようにする。

##### ②いじめる側の児童への実効性のある指導

- ・本人への聞き取りや周りの児童からの事実関係も聞き取り、再発防止の指導を行う。同時にいじめをしてしまう児童の背景も情報把握し、指導していく。必要に応じてはスクールカウンセラーまたは心のふれあい相談員による相談活動も行う。保護者にも事実を伝え、学校での指導への理解と、協力を求め、継続的な助言を行う。

##### ③いじめの周囲の児童の心理を把握した指導

- ・いじめの基本的な考え方を示し、決して行ってはいけないこと、傍観者もいじめに荷担したことになることを理解させる。いじめを見たり聞いたらしたら、すぐに大人に相談するよう指導する。(繰り返させないためにも)

##### ④学校組織全体でのいじめへの対処

- ・いじめの問題について担任一人で取り組むのではなく、学校全体の問題としてとらえ、事実についての教職員間における共通理解、役割と責任の明確化、いじめの認知および対応、いじめの疑いのある行為への対処について、それぞれの立場の教職員が指導にあたると同時に、その後の学校生活内外における情報収集を行う。

##### ⑤重大事態への対応

- ・些細と思われるいじめでも継続反復されれば重大事態となることを、校内で共通理解をもち、改善されない場合はただちに教育委員会へ報告し、いじめられた児童を守るための対応を行うと同時に、いじめる側の児童への対応、いじめの周囲の児童および保護者等への対応を行う。児童のプライバシーに配慮しながら、児童および保護者への情報提供を行う。

⑥インターネット上のいじめへの対応

- ・情報が把握しにくいことや、急速な情報流出を念頭におき、保護者の協力のもと、早急に対応にあたる。本人への確認、削除要請の請求、必要なら、警察や総務局等に相談・助言を求め対応にあたる。いじめる側の児童への指導も事実確認を行ったうえ、行為が重大な人権侵害で犯罪であることを理解させ、即座にやめるよう指導する。保護者にも事実を伝え、家庭による管理と責任を助言していく。

⑦校種間および関係機関との一層の連携

- ・卒業時等における的確な情報伝達を行う。園より入学後は情報の連携と指導の継続に当たる。また、関連機関との情報共有も早い段階で行う。

(5) 学校におけるいじめ防止等の取組の点検

- ・設置した組織が適切に機能しているかを随時振り返り、毎月の「小竹小ミニマム10のルール」振り返りアンケートと同時にやる裏面のいじめつながりそうな生活振り返りアンケートの状況把握、年3回のいじめアンケートでの具体的な指導の反省と効果、学校評価等による改善、児童および保護者の評価と参画が組織的に取組に反映できるよう努める。

4 付則 付則（平成26年4月1日付け 練小竹小発第11号）

この「学校いじめ防止基本方針」は平成26年 4月1日から施行する。

改訂 平成28年4月1日付け

改訂 平成28年7月1日付け